

平成25年6月1日

みんなの市税

編集・発行 福岡市財政局税制課 〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号

目次

- 1 平成25年度から個人市県民税の生命保険料控除が変わります
- 2 退職手当等に係る個人市県民税の控除が変わりました
2 災害に強いまちづくりのため、個人市県民税の均等割が引き上げられます
- 3 個人市県民税について、みなさまからよくあるご質問
- 4 市税に関する証明（所得証明等）について
- 4 市税に関する問い合わせ先

●平成25年度から個人市県民税の生命保険料控除が変わります●

- Ⅰ 改正の概要
- ▼ 平成22年度の税制改正により生命保険料控除の制度が改正され、従来の「**一般生命保険料控除**」・「**個人年金保険料控除**」に加えて、「**介護医療保険料控除**」が新設されました。
 - ▼ また、それぞれの保険料控除限度額が、35,000円から28,000円に変更されました。生命保険料控除全体の限度額は70,000円のまま変更はありませんが、控除の金額は保険の契約締結年月日等によって下表の(1)～(3)で計算します。



- Ⅱ 変更点 <変更時期>
- ◎給与から特別徴収(引き去り)される方……………平成25年6月分の給与から
 - ◎普通徴収(納付書や口座振替等による納付)の方や
公的年金から特別徴収される方……………平成25年6月の納税通知書から

区分	平成24年度以前の制度	平成25年度以降の制度
控除の 計算方法	生命保険料控除 = 一般生命保険料控除 ① + 個人年金保険料控除 ②	(1)平成23年12月31日以前に締結した生命保険契約等(旧契約)のみの場合 生命保険料控除 = 一般生命保険料控除 ① + 個人年金保険料控除 ② 従前の計算方法のとおりで 変更はありません。
		(2)平成24年1月1日以後に締結した生命保険契約等(新契約)のみの場合 生命保険料控除 ◆新制度◆ = 一般生命保険料控除 ③ + 介護医療保険料控除 ④ + 個人年金保険料控除 ⑤
		(3)旧契約と新契約の両方について控除の適用を受ける場合 生命保険料控除 ◆新制度◆ = 一般生命保険料控除 ①+③ + 介護医療保険料控除 ④ + 個人年金保険料控除 ②+⑤ ①・③の合計額及び②・⑤の合計額の上限はそれぞれ28,000円です。 また、旧契約(①又は②)に係る控除額が28,000円を超える場合、旧契約に係る控除のみで計算します。
控除限度額	70,000円 (※生命保険料控除全体の限度額に変更はありません。)	

※各保険料控除の計算方法(旧契約(①、②)の場合)

保険料の支払額	控除の金額
～ 15,000円	支払額の全額
15,001円～ 40,000円	支払額×1/2+7,500円
40,001円～ 70,000円	支払額×1/4+17,500円
70,001円～	35,000円(限度額)

※各保険料控除の計算方法(新契約(③、④、⑤)の場合)

保険料の支払額	控除の金額
～ 12,000円	支払額の全額
12,001円～ 32,000円	支払額×1/2+6,000円
32,001円～ 56,000円	支払額×1/4+14,000円
56,001円～	28,000円(限度額)

※個別の控除の金額などにつきましては、お住まいの各区課税課(市民税係)にお問い合わせください。(連絡先はP4をご覧ください。)

市税の新しい納付方法のお知らせ

モバイルレジ 銀行やコンビニに出かけることなく
携帯電話・スマートフォンから市税の納付ができるようになりました!

モバイルレジとは

携帯電話やスマートフォンを利用して市税が納付できるサービスです。納付書に印刷されたバーコードを携帯電話やスマートフォンのカメラで読み取り、モバイルバンキングもしくはインターネットバンキングに接続することで簡単に納付できます。

利用できる税目

- 軽自動車税 ●個人市県民税(普通徴収) ●固定資産税・都市計画税 ●固定資産税(償却資産)
- ※コンビニ納付用バーコードが印刷されている納付書に限ります。

利用できる金融機関と携帯電話の機種

利用できる金融機関や携帯電話の機種については、モバイルレジホームページでご確認ください。検索サイトや福岡市ホームページから「モバイルレジ」で検索してください。



モバイルレジを利用するには

Step1 ご利用される金融機関にモバイルバンキングの利用申込を行います。
※既にモバイルバンキングをご利用されている方は手続きは不要です。スマートフォンの場合は、インターネットバンキングを利用しての納付になります。モバイルバンキング・インターネットバンキングの申込手続きについては、各金融機関へご確認ください。

Step2 初回のみ携帯アプリをダウンロードします。
携帯アプリは無料ですが、パケット通信料がかかります。携帯アプリは右上二次元バーコードからダウンロードできます。

ご注意

- ★モバイルレジで納付された場合は、領収証書が発行されません。
- ★モバイルレジで納期限内に納付された車検対象車両の軽自動車税(5月末納期のものに限る。)については、6月中旬に納税証明書(継続検査用)を送付いたします。ただし、他の年度に未納があるときは送付できません。

●市税に関する証明(所得証明等)について●

平成25年度の所得証明書は、個人市県民税が**普通徴収の方及び公的年金からの特別徴収の方は6月12日(水)**から発行します。(個人市県民税が**非課税の方及び給与からの特別徴収の方は5月17日(金)**から既に発行しています。)

1. 証明を請求できる方

- 個人や法人の秘密に関わることで、原則として次の方に限られます。
- (1)本人(相続人、納税管理人も含まれます。また、相続人等であることを証明する書類が必要です。)
 - (2)本人の委任状等を持参した方(ご家族の場合でも委任状が必要です。)
 - (3)法人の代表者(代表者以外の方が請求される場合は法人印及び代表者の職印が必要です。)
 - (4)借地人、借家人(評価証明書の請求に限ります。賃貸借契約書及び賃借料の領収書をご持参ください。)

2. 請求に必要な書類等

請求される方は、次のいずれかを必ずご持参ください。

請求される方	必要書類(本人確認書類)
個人	・運転免許証 ・パスポート ・健康保険証 ・国民年金手帳 ・住基カード ・在留カード(外国人登録証) ・その他公的機関が発行した証明書(船舶やその他特殊技術に関する免許証など)
法人	・法人印及び代表者の職印 ・法人印及び代表者の職印が押印された申請書 ※印鑑に法人名がない場合や法人名の表記が異なる印鑑を利用される場合は、法人印の「印鑑証明書」をご持参ください。

3. 証明の種類・手数料・担当窓口

証明書の種類	手数料	窓口
納税証明書 市税に係る徴収金に滞納が無いことの証明書 市県民税課税・非課税証明書(所得証明書) 固定資産公課証明書・評価証明書	1件 300円	区役所課税課 納税管理課(市役所北別館2階) 早良区入部出張所 西区西部出張所
軽自動車税(継続検査用)納税証明書	無料	市内35の郵便局(評価証明書を除く)

4. 証明の郵送請求

- 郵送で市税証明書を請求する場合は、下記(1)～(5)の書類等を同封の上、右記「福岡市税証明郵送請求センター」宛に請求してください。
- (1)税務証明交付申請書
 - (2)手数料(郵便局の定額小為替)
 - (3)返信用封筒(宛先を記入し切手を貼付してください。)
 - (4)請求者の本人確認書類(運転免許証等)の写し
 - (5)委任状(代理の方が請求される場合)

〒810-8620
福岡市中央区天神1丁目10番1号
市役所北別館2階
福岡市税証明郵送請求センター
電話番号:711-4491
(午前9時15分～午後6時
土日祝日、年末年始を除く)

税務証明交付申請書の記載内容

以下の必要事項を記載して請求してください。

1. 必要とする証明書
種類・年度・通数・使用目的
2. 現住所
3. 市外に転出された方は、
福岡市にお住まいの時の住所
4. 証明書が必要な方の氏名(フリガナ)
5. 生年月日
6. 昼間に連絡がとれる電話番号(連絡先)

税務証明交付申請書は福岡市ホームページからダウンロードできます。「税務証明交付申請書」で検索してください。
▲福岡市ホームページから検索してください。



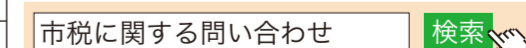
●市税に関する問い合わせ先●

福岡市では平成24年度に区役所・市役所の市税窓口の変更を行っております。業務を担当する課や電話番号などが変更になっている場合がありますので、下記の連絡先をご確認の上、お問い合わせください。

各区役所の窓口	課(係)の名前、主な業務	区名	電話番号	課(係)の名前、主な業務	区名	電話番号
	課税課(管理係)	・市税証明の発行・交付 ・軽自動車税の課税 ・原付バイクの車両登録や廃車の手続き	東区 博多区 中央区 南区 城南区 早良区 西区	645-1021 419-1022 718-1049 559-5031 833-4024 833-4318 895-7013	課税課 (固定資産税土地係・家屋係)	東区 博多区 中央区 南区 城南区 早良区 西区
課税課(市民税係)	・普通徴収される個人市県民税の課税	東区 博多区 中央区 南区 城南区 早良区 西区	645-1026 419-1027 718-1038 559-5041 833-4032 833-4320 895-7017	納税課	東区 博多区 中央区 南区 城南区 早良区 西区	645-1022 419-1023 718-1028 559-5169 833-4026 833-4317 895-7014

課の名前、主な業務	電話番号
納税管理課 ・市税証明の発行・交付、市税の口座振替手続き ・特別徴収される個人市県民税等の納税相談	711-4490 711-4215
法人税務課 ・特別徴収される個人市県民税の課税 ・法人市民税の課税	711-4211 711-4194
資産課税課 ・固定資産税(償却資産)の課税 ・事業所税等の課税	711-4438 711-4195
納税企画課 ・市税の収納・税務証明、滞納整理等にかかる企画及び指導	711-4206
課税企画課 ・市税の課税に係る企画及び指導	711-4207
税制課 ・市税制度、市税の予算・決算、市税処分の不服申立、審査申出	711-4202

※各市税窓口の詳しい業務内容や問い合わせ先については福岡市ホームページからご覧いただけます。「市税に関する問い合わせ」で検索してください。
▲福岡市ホームページから検索してください。



最後までお読みいただきましてありがとうございます。
お読みになったご感想やご意見をお寄せください。

福岡市財政局税制課 〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号
TEL:711-4202 FAX:733-5598
E-Mail:zeisei.FB@city.fukuoka.lg.jp

● 個人市県民税について、みなさまからよくあるご質問 ●

Q 個人市県民税の公的年金からの特別徴収とはどのような制度ですか？

A 公的年金からの特別徴収は、地方税法の改正に伴って平成21年10月より開始された制度です。課税される年度の初日(4月1日)現在、高齢基礎年金等の公的年金の支払いを受けている65歳以上の方で、かつ個人市県民税が課税となる場合には、公的年金等の所得に対する個人市県民税の税額を年金支払者が公的年金の支払額から引き取り、市町村に納める制度です。
なお、公的年金の所得以外に、給与や事業所得、不動産所得等がある場合は、その所得に対する税額を給与からの特別徴収又は普通徴収の方法で納めていただきます。

Q 私は年金所得者ですが、平成24年分の収入について所得税又は個人市県民税の申告は必要ですか？

A 公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要がなくなりました。
ただし、所得税の確定申告が不要となった場合であっても、**下記のいずれかに該当する場合には個人市県民税の申告が必要です。**

- 公的年金等に係る雑所得金額とそれ以外の所得金額の合計金額が33万円を超える場合。
- 医療費控除及び社会保険料控除などの所得控除や寄附金税額控除などの税額控除を申告することで、個人市県民税の所得割額が軽減される場合。

Q 私は、福岡市中央区にある店舗で個人商店を営んでいます。私の住所は博多区にありますが、平成25年6月に博多区役所と中央区役所から納税通知書が届きましたが、なぜですか？

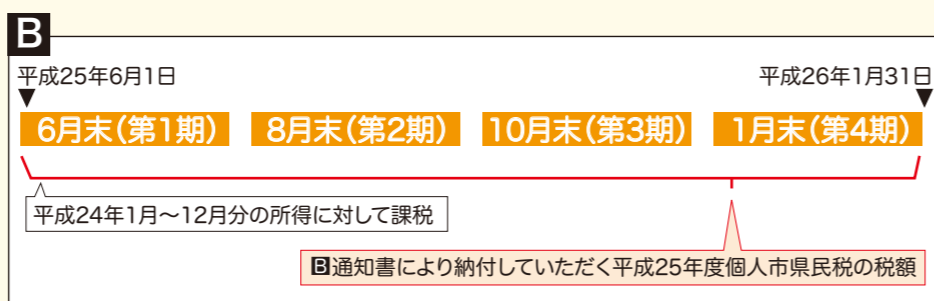
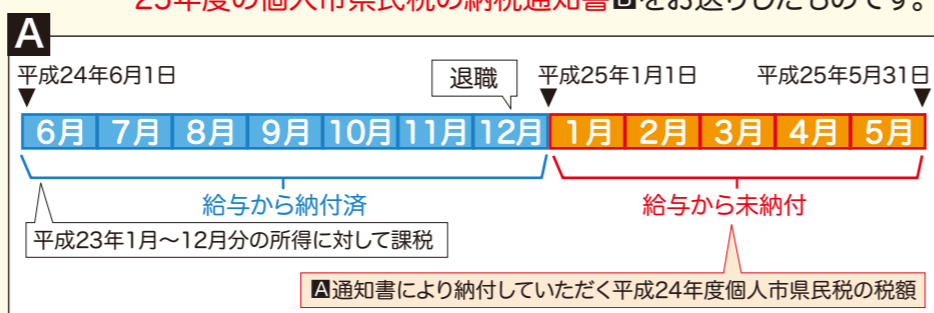
A 個人市県民税では、住所地で均等割が課される方で、かつ、住所地以外の市町村に事務所又は事業所等を有する方に対して、その事業所などの所在する市町村でも均等割が課されます。
なお、福岡市は政令指定都市であるため、区の区域が1つの市の区域とみなされます。
そのため、あなたの場合は、住所地の**博多区で均等割及び所得割**が、店舗(事業所)のある**中央区で均等割のみ**が課税されることとなります。

Q パート収入がある場合、いくらから個人市県民税・所得税が課税されますか？

A パート収入は通常給与収入として扱われます。パート収入の他に収入が無い場合は、給与収入が年額100万円を超えると個人市県民税が課税され、年額103万円を超えると所得税が課税されます。

Q 会社を平成24年12月に退職しましたが、平成25年6月に納税通知書が2通届きました。なぜですか？

A 届きました2通の納税通知書のうち、1通は**平成23年中の所得に対する平成24年度の個人市県民税**です。これは平成24年6月から平成25年5月までの年12回給与から税金を引き去ることになっていたものですが、12月に退職されたことにより、1月以降の給与から引き去ることができなくなった分の納税通知書をお送りしたものです。
また、もう1通については、**平成24年中の所得に対する平成25年度の個人市県民税の納税通知書**をお送りしたものです。



Q 個人市県民税の減免制度があると聞きましたが、どのような内容ですか？

A 次のような場合には、申請手続きにより減免をうけられることがあります。(一定の要件に該当する方に限ります。)
要件などの詳しい内容は各区課税課又は財政局法人税務課までお問い合わせください。(連絡先はP4をご覧ください。)

- (1)生活保護を受けている場合
- (2)廃業、失業等により所得が著しく減少した場合
- (3)勤労学生に該当する学生・生徒の場合
- (4)障がい者の場合
- (5)相続により納税義務を承継した人で、相続財産が無い場合
- (6)災害(火災・風水害など)により損害を受けた場合

税金豆知識 入湯税についてご案内します！

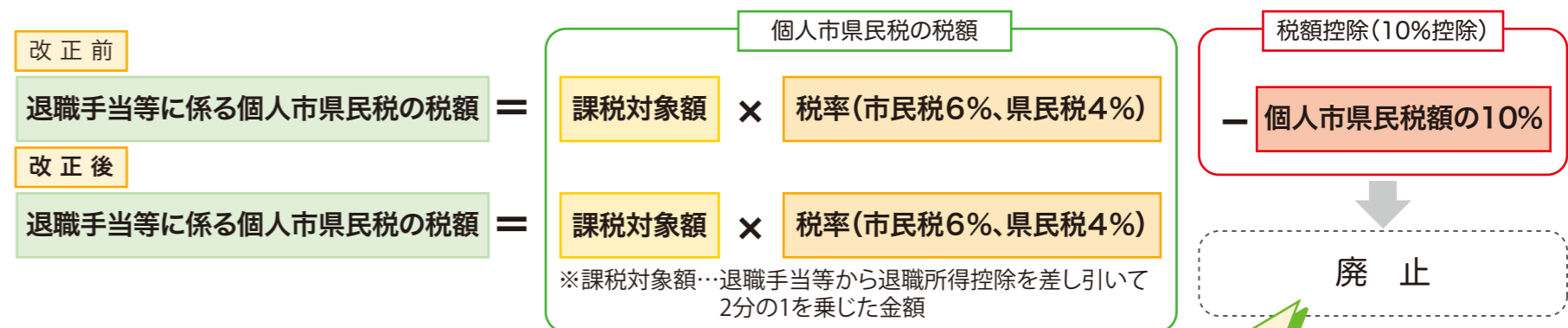
温泉などに行った際、「入湯税」という文字を目にしたことはありませんか？
入湯税は、環境衛生施設、消防施設や観光の振興などに要する費用に充てることを目的とした地方税です。福岡市では、**平成25年度の入湯税の税収全額を消防施設の整備に充てる予定**です。
納税義務者は、鉱泉浴場(温泉法で規定する温泉を利用する浴場)を利用する入湯客ですが、福岡市では、地域住民の福祉の向上を図るなどの観点から、12歳未満の方、市内に居住する65歳以上の方及び障がい者の方、修学旅行の児童・生徒には課税していません。
納税の方法は特別徴収で、市内の鉱泉浴場の経営者が入湯客から以下の税額の支払いを受け、福岡市に納めています。
(税率) ①宿泊の入湯客=1人1泊150円、 ②日帰り入湯客=1人1日50円
詳しい内容は、福岡市ホームページの「入湯税のあらまし」をご覧ください。



福岡市ホームページから検索してください。
入湯税のあらまし 検索

● 退職手当等に係る個人市県民税の控除が変わりました ●

退職手当等(退職に際して勤務先から受け取る退職手当や一時恩給、社会保障制度に基づき支給される一時金など)には所得税と個人市県民税が課税されており、通常、その支払いを受けるときに源泉徴収又は特別徴収されます。
平成25年1月1日以降に支払われる退職手当等に係る個人市県民税の税額について、以下の税制改正が行われています。



退職手当等に係る個人市県民税の税額控除(10%控除)は、昭和42年から始まったものですが、控除が始まった当時から経済情勢が大きく変化したこと、また、東日本大震災の後の防災・減災事業の財源を確保するために廃止になりました。
この廃止による増収額は、**福岡市・福岡県で実施する防災・減災事業に充てられます。**

その他にも、特定の役員(役員としての勤続年数が5年以下である方)に対する退職手当等について税制改正が行われています。

退職手当等に係る個人市県民税について詳しくは、福岡市ホームページの「退職手当等に係る個人市県民税のあらまし」をご覧ください。財政局法人税務課へお問い合わせください。(連絡先はP4をご覧ください。)

福岡市ホームページから検索してください。

退職手当等に係る個人市県民税のあらまし 検索

● 災害に強いまちづくりのため、個人市県民税の均等割が引き上げられます ●

東日本大震災復興基本法に基づき、関係法令等の改正が行われ、個人市県民税の均等割が平成26年度から平成35年度までの10年間臨時的に引き上げられます。この引き上げによる増収額は、**福岡市・福岡県で実施する防災・減災事業に充てられます。**
災害に強いまちづくりのため、みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

【増収の使いみち】 福岡市・福岡県で実施する防災・減災事業

【引き上げ額】 **年額1,000円**(個人市民税500円・個人県民税500円)
〈平成26年度から平成35年度までの10年間〉

個人市県民税	均等割	……所得金額が一定以上あれば、所得金額にかかわらず一律に課税されます。			【福岡市の事業例】 学校施設の耐震化工事(写真は耐震化工事後の学校の校舎です)
	市民税均等割	引き上げ前(年額)	引き上げ後(年額)	引き上げ額(年額)	
	県民税均等割	3,000円	3,500円	500円	
	所得割	……前年1年間(1月～12月)の所得をもとに計算されます。			

変更時期

- ◎給与から特別徴収(引き取り)される方 …………… **平成26年6月の給与から**
- ◎普通徴収(納付書や口座振替等による納付)の方や公的年金から特別徴収される方 …………… **平成26年6月の納税通知書から**

個人市県民税の均等割の引き上げについては、福岡市ホームページ「災害に強いまちづくりのため、個人市県民税の均等割が引き上げられます」からもご覧いただけます。

福岡市ホームページから検索してください。

税からのお知らせ 検索

お問い合わせ先	個人市民税	課税のしくみについて	福岡市課税企画課(市民税係)	TEL:092-711-4207
		増収の使いみちについて	福岡市財政調整課	TEL:092-711-4166
	個人県民税	課税のしくみについて	福岡県税務課(直税第1係)	TEL:092-643-3064
		増収の使いみちについて	福岡県財政課	TEL:092-643-3058